

## 明治初期の外国税制研究

### はじめに

現在、我々が国際税務を研究する場合、OECD等の国際機関及び諸外国の税法等の文献を読むことになるが、わが国が所得税法を創設する明治20年以前において、多くの外国税制に関する文献を翻訳研究していたことは意外と知られていない事実であろう。このことは、シャウブ税制の研究で有名な税理士の井上一郎先生から以前ご教示戴いたことである。

### 1 何礼之とは誰か

何礼之（がれいし）は、明治初期の『英国賦税要覧』という翻訳書の著者であるが、この人の履歴がよく分からなかった。最近インターネットという便利な情報収集手段があり、何礼之というキーワードを入力すると、彼が、明治4年の岩倉遣欧使節団の一員であったこと、京都の三高に関連のあったこと、その他多くの翻訳のあったことが分かる。なお、この『英国賦税要覧』は、1869年に英国において出版されたBaxter R. Dudleyの著書（The Taxation of the United Kingdom）を原著としている。

### 2 合衆国収税法

『合衆国収税法』は、明治5年10月に大蔵省から立嘉度の翻訳により上梓されたものである。

この原本は、1866年に、米国のボストンにおいて出版されたBoutwell George S.の著書（The taxpayer's manual）であり、翻訳は全4巻に纏められている。なお、このBoutwell George S.は、1862年7月17日から1863年3月4日までの間初代の内国歳入庁長官である。彼は、マサチューセッツ州の知事から、内国歳入庁長官を経て、下院そして上院議員になり後に財務省長官に就任している。

米国の税制史において、1861年に始まった南北戦争の戦費調達を目的にして、所得税法が1862年に創設されている。その後数回にわたりこの税法は改正され、1872年に廃止されている。その後、1913年に現行の米国所得税法となる最初の法律が施行されている。この『合衆国収税法』は、前書きによれば、1864年法を基本として、1866年改正を含むものであるとしている。

この翻訳者である立嘉度は、明治4年12月から明治6年10月までの間、大蔵省記録寮記録頭（後の記録局長）に在職し、後に、外務省に転じて文書権正に就いている。

この『合衆国収税法』が上梓された明治5年は、前年の明治4年8月に廃藩置県が行われ、同年11月に岩倉遣欧使節団が日本を発っている。そして、明治5年には、国立銀行条例の制定、翌6年には、地租改正条例を定めた時期である。

『合衆国収税法』における翻訳者の前書きに

# Topics of International Taxation

あるように、当時の日本においては、農業に重く商工業に軽い当時の税制の不公平を是正する観点から、米国の研究が行われたものと思われる。

## 3 大蔵省主税局発行『直税編』

わが国が初めて所得税法を創設した明治20年に、大蔵省は、欧米主要国の税法を翻訳して纏めたものを作成しているが、そのうちの『直税編』には、英国、フランスの所得税、米国の連邦所得税法の抄訳、コネチカット州及びカリフォルニア州の州税の翻訳が掲載されている。

この米国の連邦所得税法は、1867年にロンドンにおいて刊行された原本(The Internal Revenue of United States)であることがその翻訳から推測できる。この『直税編』にある米国の所得税法は、1862年の所得税法の第116条から123条までの条文を翻訳しており、前述の『合衆国収税法』とほぼ同時期といえる。

## 4 『合衆国収税法』の内容

『合衆国収税法』では、所得を家入高と訳している。これは、当時の所得税法の課税単位が家族の所得を合算して課税する方式であったからであろう。明治17年に大蔵省から「所得税草案」が公表されていることから、収税法から所得税法に訳語がその間に変化したことになる。『合衆国収税法』では、利子を利銀、配当を歩合と訳しているが、全体として、現在とは異なる訳語を除けば、その翻訳水準は高いといえる。

Boutwellの原本を参照すると、所得税の納税義務者は、すべての米国市民、米国に居住す

る外国人及び米国において事業を行う非居住外国人である。課税標準は、不動産の賃貸料収入、利子及び配当所得、給与、自由職業所得、事業所得、債券の償還差益及び不動産の譲渡所得の合計額である。

事業所得の計算上、必要経費は控除できるが、建物等の改良費に該当する資本的支出については経費として認められていない。課税単位は、家族の所得であり、課税所得は、その合算された所得合計額から基礎控除金額の600ドルを控除して計算される。課税年度は暦年であり、配当については、1%の税率で源泉徴収することを配当の支払者に義務付けている。

米国の現行所得税は、個人に対して、市民権課税をするという政治的帰属(他のほとんどの国は経済的帰属である居住者概念を使用している。)を原則として納税義務を課しているが、1862年の創設当時からこの原則が確立していることを知る意味でもこの『合衆国収税法』の内容は興味深いものがある。

なお、これら以外に、岩倉遣欧使節団の一員である若山儀一は、日本に保険業を広めたことで知られているが、彼は税制に関する論考以外に、明治初期の米国における税務行政について報告書を作成している。これらの論考は、『若山儀一全集』(上下二巻、大山敷太郎編 昭和15年刊行)により読むことができる。

中央大学商学部教授

矢内 一好